大阪市と日本電気株式会社との介護予防等の推進に関する連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と日本電気株式会社（以下「乙」という。）は、大阪市民の健康寿命延伸及び地域活性化モデルの共創に向けた取組を相互に連携及び協力して進めるため、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方の資源を活用して介護予防等の推進に取り組むことにより、大阪市民の健康寿命延伸及び地域の活性化モデルの共創を図ること（以下「本連携」という。）を目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項について連携及び協力する。

（１）乙の有するNEC歩行センシング・ウェルネスソリューションを軸とした介護予防・地域活性化の取組に関すること

（２）フレイル予防の推進に資する取組に関すること

（３）その他、この協定の目的に沿うこと

２　前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容は甲乙合意の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第３条　甲及び乙は、本連携に関連して知り得た相手方の情報のうち、相手方が書面により秘密であると指定した情報を、相手方の事前の書面による承認なく、第三者に開示・漏洩してはならない。

２　甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和９年３月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれかがこの協定の有効期間の延長を希望する場合は、甲乙間で別途協議のうえ、双方合意した内容を書面にて定めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、この協定が満了、解除等により終了した場合といえども、第３条、第８条及び第９条の規定は、対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。

（協定の変更及び解除）

第５条　この協定の内容変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申し出に基づき、甲及び乙の協議により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、解除を希望する日の90日前までに相手方に通知することにより、いつでもこの協定を解除することができる。

（対外発表）
第６条　この協定に基づき実施する連携事項の外部への発表の可否及び当該発表を行う場合における発表の内容、時期、方法等については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（費用負担）
第７条　本連携に係る取組の実施に要する費用は、甲乙合意の上、別途定める場合を除き、各自の役割にかかる費用を自らが負担するものとする。
２　前項に規定する各自の役割にかかる費用は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）
第８条　甲及び乙は、本連携の履行に関連して、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、直接かつ通常の損害（逸失利益及び予見の有無を問わず特別の事情によって生じた損害を除く。）に限り、損害賠償を請求することができる。
２　甲及び乙は、本連携に関して相手方に提供した情報、データ、ソフトウェア、設備等の正確性、有用性、完全性及び特定の目的への適合性等について何ら保証するものではなく、これらに起因して発生した損害について、相手方に対し一切の責任を負わない。

（準拠法及び管轄裁判所）
第９条　この協定は日本国の法律に準拠するものとし、この協定に関して甲乙間に紛争が生じたときは、当該紛争の被告となる甲又は乙の庁舎又は本社所在地を所管する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）
第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年 11 月 13 日

甲　大阪市北区中之島１丁目３番 20 号
大阪市
協定締結担当者　福祉局長　向井順子

乙　大阪市中央区城見１丁目４番 24 号
日本電気株式会社
協定締結担当者　関西支社長　伊藤邦浩